

**附則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この料金表は、平成 12 年 6 月 15 日以降準備が整い次第速やかに実施します。

(経過措置)

この料金表実施の際現に、旧料金表の規定により提供しているインターネット接続サービスについては、当分の間、なお従前のおりと致します。

(実施期日)

この料金表は、平成 12 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改定規定は、平成 13 年 2 月 1 日から実施します。

附則(平成 13 年 3 月 23 日提出)

(実施期日)

この料金表は、平成 13 年 4 月 1 日から実施します。

附則(平成 13 年 4 月 20 日届出)

(実施期日)

この改定規定は、平成 13 年 4 月 20 日から実施します。

附則(平成 13 年 6 月 21 日提出)

(実施期日)

この料金表は、平成 13 年 7 月 1 日から実施します。

附則(平成 13 年 8 月 21 日提出)

(実施期日)

この料金表は、平成 13 年 9 月 1 日から実施します。

附則(平成 14 年 1 月 23 日提出)

(実施期日)

この料金表は、平成 14 年 2 月 9 日から実施します。

附則(平成 14 年 3 月 14 日提出)

J:COM NET サービス

(実施期日)

この料金表は、平成 14 年 3 月 25 日から実施します。

附則 (平成 14 年 7 月 23 日届出)

(実施期日)

この料金表は、平成 14 年 8 月 1 日から実施します。

附則 (平成 14 年 9 月 20 日届出)

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 11 月 1 日から実施します。

附則 (平成 14 年 12 月 10 日届出)

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 12 月 21 日から実施します。

附則 (平成 15 年 2 月 27 日届出)

(実施期日)

この料金表は、平成 15 年 3 月 6 日から実施します。

附則 (平成 15 年 4 月 24 日追記)

(実施期日)

この料金表は、平成 15 年 4 月 24 日から実施します。

附則 (平成 15 年 9 月 12 日届出)

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から実施します。

附則 (平成 15 年 10 月 1 日追記)

(実施期日)

この料金表は、平成 15 年 10 月 1 日から実施します。

附則 (平成 15 年 12 月 24 日届出)

(実施期日)

この料金表は、平成 16 年 1 月 1 日から実施します。

附則 (平成 16 年 2 月 17 日届出)

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 2 月 24 日から実施します。

附則(平成 16 年 4 月 1 日 約款・料金変更)

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日より実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 9 月 29 日から実施します。

附則 (平成 17 年 9 月 1 日 料金変更)

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 9 月 1 日から実施します。

附則 (平成 18 年 6 月 1 日 社名変更、合併)

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社メディアさいたまとの間で締結しているインターネット接続サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供するインターネット接続サービスに係る契約に移行したものとします。

(料金の支払いに関する経過措置)

この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の株式会社メディアさいたまの約款規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

(改正前の規定による手続き等の効力)

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の株式会社メディアさいたまのインターネット接続サービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社のインターネット接続サービスに関する手続きその他の行為とします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 8 月 1 日から実施します。

附則 (平成 19 年 8 月 30 日)

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 8 月 30 日から実施します。

(経過措置 1)

当社は、当社が別に定める集合住宅において、この改正規定実施の日から平成 19 年 11 月 30 日までに、インターネット接続サービス契約の新たな申込みがあり、当社が承諾した場合に、本経過措置（以下「NET キ

## J:COM NET サービス

キャンペーン」といいます。)を適用します。

2 当社は、NET キャンペーンの適用について、以下の条件を設定します。

- (1) 予め本規定の内容に同意し、インターネット接続サービス契約の申込と同時に、当社所定の書面により NET キャンペーンの申込を行い、当社がそれを承諾すること。
- (2) 平成 21 年 8 月 31 日まで、インターネット接続サービス契約を継続すること。
- (3) NET キャンペーン申込期間内に、当社が提供するインターネット接続サービスについて、当社または契約者が行う契約の解除を行っていないこと。
- (4) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 19 年 12 月 16 日の間に、インターネット接続サービスの提供を開始すること。
- (5) その他、特に当社が認めた場合

3 当社は、NET キャンペーンの適用を受ける契約者に、料金表 第 1 表 利用料等 1-2 料金額 ①に規定する料金額に代えて、平成 21 年 8 月 31 日まで以下の料金額を適用致します。

品目	料金額 (月額)
8M コース	4, 250 円 (税込 4, 590 円)
30M コース	4, 750 円 (税込 5, 130 円)

なお、この場合本約款第 7 条 (最低利用期間) は適用致しません。

4 当社は、NET キャンペーンの適用を受ける契約者が下の行為を行った場合には、NET キャンペーンの適用を終了し、その行為に係る費用の他に、解除料金 8, 500 円 (税込 9, 180 円) を申し受けます。

- (1) 契約者または当社によるインターネット接続サービス契約の解除
- (2) 8M コース、 30M コース以外への品目の変更
- (3) 異なる住所への契約者回線の移転
- (4) インターネット接続サービスの利用の一時中断または利用の休止

5 当社は、NET キャンペーンの適用を受ける契約者に、料金表 第 1 表 利用料等 1-5. 料金の減額に規定する料金額に代えて、以下の料金額を適用致します。

品目	他に加入契約している提供サービス		
	J:COM TV	電話	J:COM TV と電話
8M コース	0 円	0 円	150 円
30M コース	0 円	0 円	150 円

6 当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、NET キャンペーンの申込みを承諾しないことがあります。

7 当社は、NET キャンペーンの内容を、予告無く変更することがあります。

(経過措置 2)

当社は、当社が提供しているプライマリ電話サービスに契約しているインターネット接続サービス契約者について、当社が別に定めるプライマリ電話サービス契約約款において平成 19 年 8 月 30 日から実施される、経過措置 1 (以下「電話キャンペーン」といいます。)の適用を受けている場合に、料金表 第 1 表 利用料等 1-5. 料金の減額 について、以下のように取り扱います。

- (1) 本平成 19 年 8 月 30 日付 (経過措置 1) の NET キャンペーンと同時に実施されるの適用を同時に受けている場合の期間 料金表 第 1 表 利用料等 1-5. 料金の減額 を適用しません。
- (2) (1) 以外の場合の期間

J:COM NET サービス

料金表 第1表 利用料等 1-5. 料金の減額 に代えて、以下の表を適用します。

品目	他に加入契約している提供サービス		
	J:COM TV	電話	J:COM TV と電話
8M コース	230 円	0 円	230 円
30M コース	230 円	0 円	230 円
J:COM ライトネット	650 円	0 円	650 円

(実施期日)

本約款は平成 19 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 11 月 29 日から実施します。

(経過措置 1)

当社は、当社が別に定める集合住宅において、この改正規定実施の日から平成 20 年 2 月 29 日までに、インターネット接続サービス契約の新たな申込みがあり、当社が承諾した場合に、本経過措置（以下「NET キャンペーン」といいます。）を適用します。

2 当社は、NET キャンペーンの適用について、以下の条件を設定します。

- (1) 予め本規定の内容に同意し、インターネット接続サービス契約の申込と同時に、当社所定の書面により NET キャンペーンの申込を行い、当社がそれを承諾すること。
- (2) 平成 21 年 8 月 31 日まで、インターネット接続サービス契約を継続すること。
- (3) NET キャンペーン申込期間内に、当社が提供するインターネット接続サービスについて、当社または契約者が行う契約の解除を行っていないこと。
- (4) 平成 19 年 12 月 1 日から平成 20 年 3 月 15 日の間に、インターネット接続サービスの提供を開始すること。
- (5) その他、特に当社が認めた場合

3 当社は、NET キャンペーンの適用を受ける契約者に、料金表 第1表 利用料等 1-2 料金額 ①に規定する料金額に代えて、平成 21 年 8 月 31 日まで以下の料金額を適用致します。

品目	料金額（月額）
8M コース	4, 250 円（税込 4, 590 円）
30M コース	4, 750 円（税込 5, 130 円）

なお、この場合本約款第7条（最低利用期間）は適用致しません。

4 当社は、NET キャンペーンの適用を受ける契約者が下の行為を行った場合には、NET キャンペーンの適用を終了し、その行為に係る費用の他に、解除料金 8, 500 円（税込 9, 180 円）を申し受けます。

- (1) 契約者または当社によるインターネット接続サービス契約の解除
- (2) 8M コース、 30M コース以外への品目の変更
- (3) 異なる住所への契約者回線の移転
- (4) インターネット接続サービスの利用の一時中断または利用の休止

5 当社は、NET キャンペーンの適用を受ける契約者に、料金表 第1表 利用料等 1-5. 料金の減額に規

J:COM NET サービス

定する料金額に代えて、以下の料金額を適用致します。

品目	他に加入契約している提供サービス		
	J:COM TV	電話	J:COM TV と電話
8M コース	0 円	0 円	150 円
30M コース	0 円	0 円	150 円

6 当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、NET キャンペーン of 申込みを承諾しないことがあります。

7 当社は、NET キャンペーンの内容を、予告無く変更することがあります。

(経過措置 2)

当社は、当社が提供しているプライマリ電話サービスに契約しているインターネット接続サービス契約者について、当社が別に定めるプライマリ電話サービス契約約款において平成 19 年 11 月 29 日から実施される、経過措置 1 (以下「電話キャンペーン」といいます。) の適用を受けている場合に、料金表 第 1 表 利用料等 1-5. 料金の減額 について、以下のように取り扱います。

(1) 平成 19 年 11 月 29 日付 (経過措置 1) の NET キャンペーンとの適用を同時に受けている場合の期間  
料金表 第 1 表 利用料等 1-5. 料金の減額 を適用しません。

(2) (1) 以外の場合の期間

料金表 第 1 表 利用料等 1-5. 料金の減額 に代えて、以下の表を適用します。

品目	他に加入契約している提供サービス		
	J:COM TV	電話	J:COM TV と電話
8M コース	230 円	0 円	230 円
30M コース	230 円	0 円	230 円
J:COM ライトネット	650 円	0 円	650 円

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

平成 19 年 8 月 30 日実施のインターネット接続サービスに係る附則 (経過措置 1) に関し、申込期間を平成 20 年 2 月 29 日まで延長し、第 2 項 (4) に定めるサービスの提供開始に係る条件を平成 20 年 3 月 15 日まで延長します。

(実施期日)

この改正規定は平成 20 年 5 月 10 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は平成 20 年 9 月 25 日から実施します。

(実施期日)

J:COM NET サービス

この改正規定は、平成 21 年 1 月 4 日から実施します。

(経過措置)

平成 19 年 8 月 30 日実施の電話キャンペーンに係る附則に関し、NET キャンペーンの申込者が、平成 21 年 8 月 31 日までに料金表に規定する複合定期契約への変更を行う場合、当社は NET キャンペーンに係る解除料金の請求を行いません。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 3 月 5 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 4 月 29 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

8M コース	24M コース
30M コース	40M コース

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 6 月 1 日から実施します。

(定期契約に関する経過措置)

この改正により追加された第 1 種定期契約および第 2 種定期契約は、平成 21 年 6 月 4 日からの提供とします。

(実施時期)

この改正規定は、平成 21 年 6 月 12 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 6 月 18 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 10 月 22 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 11 月 19 日から実施します。

J:COM NET サービス

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 1 月 4 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 17 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 5 月 13 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

本改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

第 1 種定期契約 【地デジ・BSパック (1 年契約)】	第 1 種定期契約 【J:COM TV My style (1 年契約)】
----------------------------------	--

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。



## J:COM NET サービス

### (実施時期)

この改正規定は、平成 22 年 12 月 15 日から実施します。

### (実施時期)

本改正規定は、平成 23 年 2 月 24 日から実施します。

### (実施期日)

本改正規定は、平成 23 年 3 月 1 日から実施します。

### (契約に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社ジェイコム東上、及び株式会社シティケーブルネットとの間で締結している本サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供する本サービスに係る契約に移行したものとします。

### (料金の支払いに関する経過措置)

この改正規定実施の際現に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の株式会社ジェイコム東上、及び株式会社シティケーブルネットとの規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

### (改正前の規定による手続き等の効力)

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の株式会社ジェイコム東上、及び株式会社シティケーブルネットとのサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社の本サービスに関する手続きその他の行為とします。

2 株式会社ジェイコム東上、および株式会社シティケーブルネットの以下附則は引継ぐものとします。なお、以下附則中「当社」は「ジェイコムさいたま」に読み替えるものとします。

## 附則 1 (株式会社ジェイコム東上に関する経過措置)

### (実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

### (契約に関する経過措置)

この約款実施の際現に、当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款(メディアッティ NET)の規定により次表左欄の契約の締結をしているものは、この約款実施の日において、同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メディアッティ NET 8Mコース	J:COM NET 12Mコース
-------------------	------------------

2. この約款実施の際に、当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款(メディアッティ NET)の規定によりメディアッティ NET 8Mコースおよび当社が提供している放送サービス(J:COM TV デジタルサービスに限ります。)の契約を締結しているものが、契約を継続する場合において、料金表 1-5. 料金額の減額に定める額に加え、平成 22 年 1 月までの間、本サービス利用額を 80 円減額します。
3. この約款における契約月数または利用月数は、インターネット接続サービス契約約款(メディアッティ NET

## J:COM NET サービス

E T)における契約月数または利用月数をそれぞれ通算して取り扱います。

4. この約款実施の際現に、インターネット接続サービス契約約款（メディアッテイNET）の規定によりサービスの利用の休止をしている契約については、この約款実施の日において、この約款第14条の規定により、サービスの利用の休止をしているものとみなします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

この約款実施前に支払いまたは支払わなければならなかったインターネット接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（この約款実施前に行なった手続きの効力等）

この約款実施前にインターネット接続サービス契約約款（メディアッテイNET）の規定により行なった手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行なったものとみなします。

### 附則2（株式会社シティケーブルネットに関する経過措置）

（実施期日）

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

（約款の廃止に関する経過措置）

この約款の実施に伴い、当社のインターネット接続サービス契約約款（メディアッテイNET）は廃止します。

2. この約款実施の際現に、旧インターネット接続サービス契約約款（メディアッテイNET）の規定により次表の左欄の契約を締結している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メディアッテイ NET 12M	J:COM NET 24Mコース
-----------------	------------------

3. この約款における契約月数または利用月数は、旧インターネット接続サービス契約約款（メディアッテイNET）における契約月数または利用月数をそれぞれ通算して取り扱います。
4. この約款実施の際現に、旧インターネット接続サービス契約約款（メディアッテイNET）の規定によりサービスの利用の休止をしている契約については、この約款実施の日において、この約款第14条の規定により、サービスの利用の休止をしているものとみなします。

（メディアッテイNET 30MおよびメディアッテイNET 2Mに関する経過措置）

この約款実施の際現に、旧インターネット接続サービス契約約款（メディアッテイNET）の規定によるメディアッテイNET 30MおよびメディアッテイNET 2Mの契約に関する提供条件については、この約款の規定によります。

2. メディアッテイNET 30MおよびメディアッテイNET 2Mの利用料等については、次表のとおりとします。

ア 利用料

品 目	内 容	単 位	料金額（月額）
メディアッテイNET 30Mコース	下り通信速度上限を 30Mbps、上り通信速度上限を 2	1 の契約者回線 毎に	5, 230 円 (税込 5, 648 円)

J:COM NET サービス

	M b p s とするサービス		
メディアアッティ N E T 2M コース	下り通信速度上限を 2M b p s、上り通信速度上限を 512 k b p s とするサービス	1 の契約者回線 毎に	2, 800 円 (税込 3, 024 円)

イ 利用の休止に係る料金額

サービスの種類	単 位	料金額 (月額)
インターネット接続 サービス	1 の契約者回線毎に	1, 500 円 (税込 1, 620 円)

ウ 利用料の減額

当社が提供している T V サービスに加入契約している場合は、下表のとおり、本サービス利用額を減額します。ただし、本サービスの利用休止期間、T V サービスの一時停止期間には適用しません。

品目	他に契約している提供サービス			
	J : C O M T V デジタル	J : C O M T V デジタル コンパクト	メディアアッティ T V デジタル ライト	アナログ
メディアアッティ N E T 30M コース	1, 230 円 (税込 1, 328 円)	1, 030 円 (税込 1, 111 円)	1, 030 円 (税込 1, 112 円)	1, 000 円 (税込 1, 080 円)
メディアアッティ N E T 2M コース	300 円 (税込 324 円) 注 1	—	—	—

注 1 当社が別に定めるプライマリ電話サービスに加入契約している場合は、減額を適用しません。

エ 付加機能使用料 注 1

種 別	提供条件	料金額 (月額)
電子メール機能	①1 の契約者回線ごとに 2 まで ②メール蓄積装置の容量 1 のメールアドレスにつき 10 メガバイト	無料
電子メール追加機能 注 2	1 の契約者回線ごとに 3 まで、1 の追加電子メール毎に	500 円 (税込 540 円)
電子メール蓄積装置容量追加 注 2	1 のメールアドレスにつき 10 メガバイト追加可能	無料
ホームページ機能	①1 の契約者回線ごとに 2 まで ②1 のホームページアドレスにつき 10 メガバイト	無料
ホームページ情報蓄積装置追	1 のホームページアドレスにつき 40	無料

J:COM NET サービス

加機能 注2	メガバイト追加可能	
I Pアドレス追加機能 注2	1の契約者回線ごとに4まで、1の追加 I Pアドレスごとに	1,000円 (税込 1,080円)
電子メールウィルスチェック機能	1の契約者回線ごとに	無料

注1 rivo.mediatti.net のドメインによる申込みの場合に適用します。

注2 メディアッテイNET 2Mコースは申込みできません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

この約款実施前に支払いまたは支払わなければならなかったインターネット接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(この約款実施前に行なった手続きの効力等)

この約款実施前に旧インターネット接続サービス契約約款（メディアッテイNET）の規定により行なった手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行なったものとみなします。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年5月1日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

(実施期日)

本改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

(実施期日)

## J:COM NET サービス

この改正規定は、平成 24 年 2 月 15 日から実施します。

### (経過措置)

この「大学生協 NET 学割 4 年キャンペーン」は本改正規定実施の日から、平成 24 年 4 月 15 日までに、本約款の 160M コースおよび無線ホーム LAN サービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 24 年 4 月 30 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月から起算して 48 ヶ月間は月額料金額について、2,881 円（税込 3,111 円）を減額するものです。

2 当社は、前項について、以下の条件のいずれかを満たす加入者に限り適用します。

当社に登録された大学生協、購買部と契約を行っている代理店から斡旋を受けるもの、もしくは斡旋を証明する書面を提出するもの

当社に登録された大学の生徒であり、それを証明する書面を提出するもの

3 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

(1) 本約款に定めるインターネット接続サービスについて、本規定の申込み時点でその提供を受けているもの

(2) 当社に登録されていない大学生協、購買部と契約を行っている代理店からの斡旋を受けるもの

(3) 当社に登録されていない大学の生徒

(4) 当社が定める、契約者グループを設定して提供するサービスの提供を受けているもの

(5) インターネット接続サービスの設置先が共同住宅および集合住宅（2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの以外の世帯

4 当社は、本キャンペーンの適用から 2 年間に途中で本キャンペーンの適用条件となるサービスの一部若しくは全部を解約した場合に本キャンペーンの解除料 13,333 円（税込 14,399 円）を請求します。

### (実施時期)

この改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

### (実施期日)

この約款は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。

### (実施期日)

この約款は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

### (実施期日)

第 24 条（利用の制限）第 5 項に定める規定は、平成 24 年 4 月 16 日以降準備出来次第実施します。

### (実施期日)

この約款は、平成 24 年 5 月 1 日から実施します。

J:COM NET サービス

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

本約款は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

本改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

本改正規定より前に実施されている附則においては、「無線ホームLAN」は、「J:COMホームWi-Fi」と読み替えるものとします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「J:COM学割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は本改正規定実施の日から、平成 24 年 12 月 31 日までに、本約款に定める J:COM NET160Mコースおよび J:COMホームWi-Fi サービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月から平成 29 年 3 月 31 日までは月額利用料を 3,619 円(税込 3,908 円)とします。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

(1) 平成 25 年度に入学する大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者

## J:COM NET サービス

- (2) 当社が定める集合住宅（2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者
  - (3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。
- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、本約款に定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者
  - (2) 設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J : COM IN MY ROOM 対応物件である場合。本キャンペーンの適用中に設置先住所が J : COM IN MY ROOM 対応物件になる場合は J : COM IN MY ROOM 対応物件になったときに本キャンペーンの適用を終了します。
  - (3) 本キャンペーン適用中に転居をした場合
  - (4) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合
- 4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から 24 ヶ月未満で本キャンペーンの適用条件となるサービスの一部もしくは全部を解約した場合に本キャンペーンの契約解除料 6,000 円（税込 6,480 円）を請求します。
- 5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。
- (1) 契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合
  - (2) 設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J : COM IN MY ROOM のインターネット対応物件となる場合
- 6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この約款は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この約款は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

（実施時期）

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

### 第 1 条（適用）

この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成 25 年 5 月 6 日までに本キャンペーンの申込みがあり、平成 25 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して、下表に定める金額を減額します。

J:COM NET サービス

対象サービス	減額料金	適用期間
本約款の第 3 種定期契約に定める 160M コース	952 円 (税込 1,028 円)	12 ヶ月
本約款の第 4 種定期契約に定める 160M コース		
本約款の第 5 種定期契約に定める 160M コース		
本約款の第 3 種定期契約に定める 12M コース	952 円 (税込 1,028 円)	9 ヶ月
本約款の第 4 種定期契約に定める 12M コース		
本約款の第 5 種定期契約に定める 12M コース		
本約款の第 6 種定期契約	952 円 (税込 1,028 円)	6 ヶ月
本約款の第 9 種定期契約		
電話サービス契約約款に定める第 7 種定期契約	952 円 (税込 1,028 円)	3 ヶ月
プライマリ電話サービス加入契約約款に定める第 7 種定期契約		
J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第 7 種定期契約		
電話サービス契約約款に定める第 7 種定期契約および J:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス	952 円 (税込 1,028 円)	6 ヶ月
プライマリ電話サービス加入契約約款に定める第 7 種定期契約および J:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス		
J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第 7 種定期契約および J:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス		
本約款の第 11 種定期契約に定める 40M コースまたは 160M コース	952 円 (税込 1,028 円)	9 ヶ月
本約款の第 12 種定期契約に定める 40M コースまたは 160M コース		

2 当社は、前項について、以下の条件をすべて満たす契約者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 当社ホームページの本キャンペーンを確認した旨の申告があること
- (2) 本約款に定めるインターネット接続サービスについて、本規定の申込みの時点でその提供を受けていないこと
- (3) 他社が提供する固定系のインターネット接続サービスについて、本規定の申込みの時点でその提供を受けているか、または申込済みであること
- (4) 平成 25 年 5 月 31 日までに本サービスの適用が開始されていること

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

- (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
- (2) 第 1 項に定める定期契約が解除となった場合

4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この約款は、平成 25 年 5 月 7 日から実施します。



(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 25 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 12 月 20 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 23 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置 1)

この「J:COM 学割キャンペーン NET コース」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は本改正規定実施の日から、平成 26 年 4 月 30 日までに、本約款に定める 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を 1 と起算して 48 ヶ月間は、月額利用料を 3,619 円(税込 3,908 円)とします。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

- (1) 新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者
- (2) 当社が定める集合住宅(2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅)に入居する者
- (3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、本約款に定めるインターネット接続サービスの提供を受けている

## J:COM NET サービス

者

- (2) 本キャンペーン適用中に転居をした場合
  - (3) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合
- 4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から 24 ヶ月未満で 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービスの一部もしくは全部を解約した場合は契約解除料 6,000 円（税込 6,480 円）を請求します。
- 5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。
- (1) 契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合
- 6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

### （経過措置 2）

この「J:COM 学割キャンペーン TV+NET コース」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成 26 年 4 月 30 日までに、TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス契約者（高機能型 STB タイプⅣの提供を受ける契約者に限ります。）から、本約款に定める 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を 1 と起算して 48 ヶ月間は、月額利用料を 3,619 円（税込 3,908 円）とします。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

- (1) 新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者
- (2) 当社が定める集合住宅（2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者
- (3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、本約款に定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者
- (2) 本キャンペーン適用中に転居をした場合
- (3) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から 24 ヶ月未満で 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービスの一部もしくは全部を解約した場合は契約解除料 6,000 円（税込 6,480 円）を請求します。

5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。

- (1) 契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合

6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

### （実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

### （実施期日）

## J:COM NET サービス

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

### (経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

### (実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

### (経過措置)

この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成 26 年 7 月 31 日までに、当社が定める本約款の第 3 種定期契約もしくは第 4 種定期契約（お得プラン）または、第 6 種定期契約もしくは第 9 種定期契約（パック）、第 11 種定期契約もしくは第 12 種定期契約（J:COM TV My style NEXT、コース I および 12M コースを除きます）、第 13 種定期契約もしくは第 14 種定期契約（スマートお得プラン EX）、第 15 種定期契約（In My Room スマートお得プラン EX）、第 17 種定期契約もしくは第 18 種定期契約（スマートセレクト EX）、第 19 種定期契約もしくは第 20 種定期契約（スマートお得プラン）、第 21 種定期契約（In My Room スマートお得プラン）、第 22 種定期契約もしくは第 23 種定期契約（スマートセレクト、12M コースを除きます）、または当社が別に定める電話サービス約款もしくはプライマリ電話サービス約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約（In My Room NET パック）、または当社が別に定める電話サービス約款もしくはプライマリ電話サービス約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約（In My Room NET パック）および J:COM TV サービス約款に定める J:COM TV デジタルサービスに申し込まれ、平成 26 年 8 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して下記に定める期間、月額利用料から 952 円（税込 1,028 円）を減額します。ただし、加入月は日割りにて割引を行いません。

定期契約名	適用期間
お得プラン（12M コース）	9 ヶ月
お得プラン（12M コースを除く）	12 ヶ月
スマートお得プラン（12M コース）	9 ヶ月
スマートお得プラン（12M コースを除く）	12 ヶ月
スマートお得プラン EX	12 ヶ月
In My Room スマートお得プラン	12 ヶ月
In My Room スマートお得プラン EX	12 ヶ月
J:COM TV My style NEXT（12M コースを除く）	9 ヶ月
スマートセレクト（12M コースを除く）	9 ヶ月
スマートセレクト EX	9 ヶ月
パック	6 ヶ月
電話サービス約款もしくはプライマリ電話サービス約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約（In My Room NET パック）	3 ヶ月

電話サービス約款もしくはプライマリ電話サービス約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約 (In My Room NET パック) および J:COM TV サービス約款に定める J:COM TV デジタルサービス	6 ヶ月
---	------

- 2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
  - (1) 当社ホームページ等によるの本キャンペーンを確認した旨の申告があること
  - (2) 本キャンペーンに定めるインターネット接続サービスについて、本規定の申し込みの時点でその提供を受けていないこと
  - (3) 平成 26 年 8 月 31 日までに本キャンペーンにかかわるサービスの適用が開始されていること
- 3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。
  - (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
  - (2) 第 1 項に定める定期契約が解除となった場合
- 4 本規定に定める無い事項は全て本約款に準じます。
- 5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 8 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 9 月 4 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(蓄電池サービスに関する経過措置)

#### 第 1 条 提供条件

当社は、この改正規定の日から別途当社が定める期間、次の条件を全て満たす加入者について、当社の請求額から 1,910 円（税込 2,062 円）を毎月割り引きます。

- (1) 当社が定める集合住宅以外の世帯であること
- (2) 40M コース、100M コース、160M コースに現に加入している、もしくは (3) への申込みと同時に加入申込みを行う者
- (3) ONE エネルギー株式会社が提供する蓄電システムレンタルサービス（以下「蓄電池サービス」といいます）に新規加入申込みをする者

#### 第 2 条 割引の継続条件

当社は、割引を受ける加入者が、下記に定める条件に該当しない限り、割引を継続します。ただし、この条件により割引期間の終了を回避するものではありません。

- (1) 当社サービス（J:COM NET 以外のサービスも含みます）への支払いについて、滞納があった場合
- (2) ONE エネルギー株式会社への支払いについて、滞納があった場合

#### 第 3 条 割引の終了

当社は、別に定める期間を終了した場合に、この割引を終了します。また、割引を受ける加入者が、下記に定める条件に該当する場合も、この割引を終了します。

- (1) J:COM NET サービスの解約もしくは解除を行う場合または、第 1 条第 1 号に該当しない J:COM NET サービスに変更した場合
- (2) 蓄電池サービスを解約した場合
- (3) 加入者が転居した場合

2 本割引サービスは、当社の都合により、サービスを中止する事があります。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 5 月 7 日から実施します。

J:COM NET サービス

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 10 月 20 日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 1 月 6 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 1 月 26 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 2 月 18 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 19 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 9 月 15 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の前に、既に以下のコースの契約をしている場合、現行のコースへの変更には機器の交換が必要になる場合があります。

(1) 旧 40M コースから 120M コースへの変更

(2) 旧 100M コースおよび 160M コースから 320M コースへの変更

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 13 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 27 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 2 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から平成 31 年 2 月 28 日までの間に、新たに 320M コースに申込みがあり当社が承諾した加入者から、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 31 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

(1) 320M コースの料金額（月額）を 1,905 円（税込 2,057 円）とします。

(2) 第 7 条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

J:COM NET サービス

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 22 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 11 月 22 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。